利用者カードの更新手続きをお願いします！

仙台市図書館およびせんだいメディアテークの利用者カードは、３年ごとにご住所等の確認をさせていただくことになっています。
更新対象の方には有効期限日の３ヵ月前から窓口でお知らせいたしますので、下記の事項をご確認のうえ、お近くの図書館で更新の手続きをお願いします。

◆更新手続きに必要なもの

①利用者カード
②仙台市図書館利用申込書
③現住所を確認できるもの（市内に通勤・通学している方は、そのことを確認できるものも併せて必要）

◆更新手続開始時期

有効期限日の３ヵ月前から手続きできます。
↳有効期限日の設定は、平成 19 年１月以前に利用者カードを作られた方は平成 22 年の誕生日、平成 19 年１月以降に利用者カードを作られた方や再発行された方、住所変更やパスワード発行の申込みをされた方は、その日から３年後の日となっています。

◆更新手続きが必要な理由は…

仙台市図書館の利用者カードは、現在のような統一カードに書き換え後 10 年以上、更新（登録内容の確認）を行っておりません。そのため、ご住所等に変更があっても登録内容を修正されていない方や、転居などの理由により図書館を利用されなくなった方の情報が当時のままで登録され、予約の連絡や貸出の確認などの際にご連絡のとれない方が相当数いらっしゃいます。また、長期にわたりご利用のない方の個人情報をそのままにしておくことは個人情報保護の観点から望ましいことではありません。このことから、平成 19 年１月に現在の図書館コンピュータシステムを導入したのを機に、登録情報を３年ごとに確認するため、更新手続きをお願いするものです。

◆更新手続きをしないと…

・利用者カードの有効期限が切れると、ホームページや携帯サイト、館内ＯＰＡＣからご自分で予約や貸出延長を行うためのログインができなくなります。また、自動応答電話での貸出延長や予約の確認などもできなくなります。
・有効期限が切れて３年経過すると利用者カードのデータが完全に削除され、再度新規登録の申し込みが必要になります。（有効期限が切れた日から3年以内に更新処理を行えば、現在の利用者カードをご利用いただくことができます。）

◆移動図書館、分室をご利用の方へ

仙台市立の７図書館、せんだいメディアテーク「映像音響ライブラリー」と異なり、更新時期を窓口・巡回場所でお知らせすることができません。申し訳ありませんが、平成 22 年の誕生日の３ヵ月前から誕生日前日までに、更新手続きをお願いします。